

## 裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区長

審査請求人が令和4年8月8日に提起した情報公開請求に係る不作為に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 令和4年6月9日、審査請求人は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、不作為庁に対し、下記情報を対象とする公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。  
記

「保育園補助金の計算ソフトに誤りがあり補助金を多く支給していた案件に関する事故報告書。決裁文書等を含む。」

- 2 審査請求人が本件情報公開請求の対象とした「保育園補助金の計算ソフトに誤りがあり補助金を多く支給していた案件」は、不作為庁が葛飾区私立保育所等扶助要綱（昭和54年8月24日付け葛児児発第117号葛飾区長決裁）で定める請求になるよう作成し、区

内の保育園に配布した表計算ソフトの計算式に誤りがあり、その結果、保育園が基準よりも高額となる請求を行い、これにより不作為庁が同金額を支払ったため、同要綱に定める基準を上回る補助金が支払われた事案である（以下「本件誤支給」という。）。

- 3 不作為庁は、令和4年8月8日に至るまで本件情報公開請求に対する処分を行わず、同日、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- 4 不作為庁は、条例第7条第1項の規定により、保健福祉委員会資料のうち本件誤支給に関する各保健福祉委員会資料（令和4年6月9日、同月23日及び同年7月14日にそれぞれ開催のもの）及び同委員会委員に提供した令和4年4月5日付け文書を公開することを決定し（以下「本件処分」という。）、審査請求人に対し令和4年8月10日付けで、情報公開決定通知書（令和4年8月10日付け4葛子子第896号）により通知した。
- 5 審査請求人は、本件処分が行われたとしても不作為の違法を確認すべきであるとして、本件審査請求を維持している。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分が行われたとしても、本件情報公開請求について、請求があった日の翌日から起算して14日以内に可否決定をしないことが違法であり、本件審査請求において違法か否かの判断が行われるべきである。

### 2 不作為庁の主張の要旨

本件情報公開請求について、請求があった日の翌日から起算して14日以内に可否決定をしておらず、違法であることは争わない。

請求があった日の翌日から起算して14日以内に処分が行われていなかったとしても、後日本件処分が行われた以上本件審査請求は却下されるべきである。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の定め

#### (1) 条例

- ア この条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的とする（第1条）。
- イ 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（第3条）。
- ウ 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（第5条）。
- エ 実施機関は、前条に規定する請求（情報の公開の請求）があった場合は、請求があった日（請求書の記載に不備があったときは、その補正がされた日とする。以下同じ。）の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報の公開の可否（第10条の3の規定による請求の拒否を含む。以下同じ。）を決定しなければならない（第7条第1項）。
- オ 実施機関は、前項の決定をしたときは、情報の公開を請求したものに対し、速やかに書面により通知をしなければならない（第7条第2項）。
- カ 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する機期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する機関及び延長する理由を書面により請求者に通知しなければならない（第7条第3項）。
- キ 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（第9条）。
- ク 区政情報に関する情報で区の内部又は区と国等との間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）の意思形成における情報で、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれのあるもの（第9条第4号ウ）
- ケ 前条の場合において、実施機関は、非公開情報とそれ以外の情報とを、当該請求の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるときは、非公開情報に係る部分を除いて公開するものとする（第10条）。

コ 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、請求者に対し当該情報を公開することができる（第10条の2）。

サ 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる（第10条の3）。

## 2 判断

### (1) 本案前について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第3条は「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定し、行政庁の不作為に関しては、不作為がある場合に限って審査請求を認めている。

しかしながら、令和4年8月10日に本件処分が行われており、不作為は存在しない。また、本件処分により、本件審査請求の目的は消滅している。

この点、審査請求人は、本件処分までの違法の確認を求めているが、審査請求を行うことができるのは、審査請求を行う法律上の利益、すなわち、作為又は不作為により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害された又は必然的に侵害されるおそれのある者に限られる（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

審査請求人の求める不作為に対する違法の確認は、審査請求人の権利義務を画するものではなく、もはや審査請求を行う法律上の利益は存在しない。

よって、本件審査請求は不適法である。

### (2) 本案について

ア 上述のとおり、本件審査請求は不適法であるが、念のため本案について検討する。

イ 本件処分が条例第7条第1項の定める本件情報公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に行われていない点は争いがなく、当該不作為は違法である。

ウ この点、不作為庁は、本件情報公開請求における請求内容の特定のために審査請求人に連絡した際、審査請求人が「政策形成過程であるとの理由などで一部非公開

などの決定となるよりは、区の本件に係る判断がある程度確定し、公開できる状態になった情報の提示を受けられるのであれば、情報提供の日が先に延べてもかまわない。」と、不作為庁が誘導することなく自発的に述べたと主張する。

しかしながら、審査請求人がこのような趣旨の発言を行ったことを否認していること、審査請求人が不作為庁の不作為に対して本件審査請求を行っていること、審査請求人が自発的にそのような発言を行うことは不自然なこと及び同発言の趣旨に関する不作為庁の説明も明確でないこと等からすれば、審査請求人から同趣旨の発言があったとは考えられない。

そのため、同発言により期間の徒過を正当化することはできない。

### (3) 小括

不作為庁が本件処分を行うまでの対応は違法であるが、本件処分が行われた現在においては、審査請求人に審査請求を行う法律上の利益がなく、本件審査請求は不適法である。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行審法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

## 5 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行審法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、行審法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和5年1月4日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。